

令和 7 年度地域公共交通計画 認定申請書について

(旧フィーダー系統確保維持計画)

令和 6 年 5 月 28 日
交通政策課

1 地域公共交通計画認定申請書について

地域公共交通確保維持改善事業の補助メニューの一つである、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を申請するにあたり必要なもの。

対象路線の維持を目的とし、目的の達成（路線維持）のために行う事業や事業の目標を定めた計画で、毎年国から認定を受ける必要がある。

国から本計画の認定を受けることにより、「該当路線の（経常費用－経常収入）×1/2」（ただし自治体で限度額あり）の額の補助を受けることができる。

1. 計画対象期間

令和7年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）

2. 対象路線

- ・ 稲築桂川線
- ・ 市内循環線（東回り 山田方面）

※交通会議の承認を得た後に様式や内容に修正が発生した場合は、事務局判断で修正をさせていただきます。

令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	嘉麻市地域公共交通会議
住 所	嘉麻市岩崎 1 1 8 0 番地 1
代表者氏名	会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 6 年 6 月 日

(名称) 嘉麻市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

嘉麻市においては、利便性の高い交通環境を構築するため、令和元年に市内外を結ぶ公共交通路線を確保するため、稲築地域から桂川方面への路線（稲築桂川線）及び、令和2年に山田地域から稲築地域への路線（市内循環線（東回り山田方面））の構築を図った。

また、以前は飯塚市に連絡するバス路線である、西鉄バス上山田線、飯塚～大隈線、碓井線を軸に、市内の4つの地域（山田地域・稲築地域・碓井地域・嘉穂地域）をコミュニティバスや福祉バス等で構成する公共交通網を形成していたが、令和2年から福祉バスを市バスに統合し、稲築桂川線、市内循環線（東回り 山田方面）を含む9路線で公共交通網を形成している。

市内にはＪＲ後藤寺線が通過する下鴨生駅が立地し、飯塚市及び田川市方面へのアクセス性を有するが、福岡市や北九州市方面等の広域的なアクセスにおいては、隣接する桂川町に立地するＪＲ 福北ゆたか線が通過する桂川駅への移動のニーズが高い。また、嘉麻市では、稲築地域に嘉麻市役所本庁舎が立地しているため、市内各地域や市外から稲築地域への移動ニーズが高まっている。

稲築桂川線については、発着点を桂川駅・下鴨生駅とし、福岡市・北九州市への広域的なアクセス性を確保するとともに、沿線には稲築志耕館高校、嘉穂総合高校の2校が立地しているため、市内外から両校へのアクセス性を確保している。このため、地域公共交通確保維持事業により、稲築桂川線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

市内循環線（東回り 山田方面）については、山田地域では以前から住民の生活を支えていたスーパーの閉店が続き、現在では1店のみとなっている。また、日常生活に欠かすことができないホームセンターも地域内にないため、山田地域から稲築地域の商業集積地への移動のニーズが非常に高まっている。

また、早朝も市内高等学校へ通学で利用する学生からのニーズも非常に高いため、山田地域と市役所本庁舎等を繋ぎ、買い物や通学等の利用を加味した山田地域から稲築地域へのアクセス性を確保するため、地域公共交通確保維持事業により、市内循環線（東回り 山田方面）を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

稲築桂川線及び市内循環線の収支率を 20%以上とする。

(嘉麻市地域公共交通計画 P86 参照)

(2) 事業の効果

稲築桂川線を維持することにより、稲築地域から桂川駅・下鴨生駅への移動手段が確保されるとともに、稲築志耕館高校、嘉穂総合高校への通学に必要な移動手段が確保される。

また、市内循環線（東回り 山田方面）を維持することにより、山田地域から稲築地域の買い物や通学等の生活に必要な移動手段を確保することができる。

さらには、市内のコミュニティバス路線網を維持し幹線・支線が連携することにより、更なる効率的な運行体系の確保が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・多様な主体の連携による市バス枝線系統（デマンド運行型を含む）の充実（地域住民、嘉麻市、交通事業者、各種団体等）
- ・「嘉麻市高齢者交通支援事業」「グラントパス 65 補助事業」の継続実施（嘉麻市、交通事業者）
- ・バス停環境整備の促進（地域住民、嘉麻市、交通事業者、近隣施設等）
- ・ノンステップバス等の導入推進（嘉麻市、交通事業者）
- ・「嘉麻市通学等補助金」の継続実施（嘉麻市、交通事業者）
- ・高校と連携したダイヤ設定（嘉麻市、交通事業者、高校（生徒））
- ・通学利用の向上に係る公共交通のあり方検討（嘉麻市、交通事業者、高校（生徒））

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

なお、稲築桂川線及び市内循環線（東回り 山田方面）については、概ね既存交通手段がない地域を運行し、地域間幹線交通である西鉄バス路線や JR と結節し、乗継等を考慮したダイヤ設定等整合を図っており、どちらも令和元年 8 月に開催した嘉麻市バス運行業務委託業者選定委員会にて業者が決定した。（詳細は別添「系統図」、「接続要件」、「時刻表」のとおり）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

当該路線においては、運行経費の全額を嘉麻市が負担し、運行収入を嘉麻市にて受け入れを行う。また、国庫補助金については嘉麻市地域公共交通会議で受け入れの後、嘉麻市へ繰出すこととしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について評価を実施
- ・OD 調査
- ・利用者アンケート

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
補助対象系統においては、車両の老朽化が著しく、走行中の異音の発生や頻繁に生じる故障等により利用者や運行する乗務員に不安や不満が生じており、安心・安全な移動手段としての運行に支障が生じている。 また、当該車両は車いす対応車両ではないため、車いす利用者の利用が困難な状況となっており、故障等にかかる費用の削減及び、利用者を安全に輸送し、すべての利用者が利用しやすい公共交通を提供するため、令和5年度に更新を行った市内循環線（東回り）と、新たに令和6年度に稲築桂川線を運行する2台の車両更新を行う必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
利用者1.5%増 【稲築桂川線】 令和5年4月～令和6年3月利用者数：26,070人⇒26,461人 【市内循環線東回り山田方面】 令和5年4月～令和6年3月利用者数：23,499人⇒23,851人 ・車両更新に伴う嘉麻市バス利用者満足度80%以上
（2）事業の効果
・車いす固定装置や車いす用スロープ等の装備により高齢者をはじめとする全ての利用者に利用しやすい公共交通を提供することができ利用促進につながる。 ・新規車両への更新を行うことにより、燃費が向上し、燃料高騰による運行経費の増え幅を抑えることができる。 ・現在発生している老朽化が起因の故障等による修繕の費用を抑えることができ、運行経費が削減される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表 8（公有民営方式車両購入費国庫補助金）を添付。
車両購入費から国庫補助金を差し引いた額を嘉麻市が負担する。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

車両更新に伴い、修繕に係る経費の削減効果が見込まれる。

削減見込み額：年間 1,400,000 円

（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の期間にかかった修繕費：1,376,000 円）

② 代替車両を活用した利用促進策

- ・ 新規車両の P R における、新規公共交通利用者の開拓
- ・ 利用者ニーズに沿った運行ルート・ダイヤの見直し
- ・ 当該路線での乗り込み調査等の意見収集

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和4年5月30日（第1回）
嘉麻市地域公共交通会議事務処理運用要綱について協議。
令和4年度嘉麻市地域公共交通会議予算案について協議。
嘉麻市地域公共交通計画の策定について協議。一同承認。
令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書について協議。
→一同承認。
- ・令和4年8月30日（第2回）
バス停の新設について協議。
嘉麻市地域公共交通計画の策定について協議。（アンケートの実施について）
→協議の結果、再度委員でアンケートの内容を確認し9月2日までに追加で意見がある場合は事務局に提出することで協議終了。
- ・令和4年9月13日（第3回）書面開催
道路工事の実施に伴う市バス迂回運行の実施について協議。
第2回で出た意見を反映させたアンケートの内容の報告。
→回答書により一同承認。
- ・令和4年11月28日（第4回）
嘉麻市バスフリー乗車券の設定について協議。
嘉麻市地域公共交通会議の策定について協議。（計画（案）、アンケート結果について）
→嘉麻市地域公共交通計画（案）については引き続き協議とし、再度委員で内容を確認の上、12月5日までに追加で意見がある場合は事務局に提出することで協議終了。その他については一同承認。
- ・令和4年12月21日（第5回）書面開催
人権啓発センターあかつきの施設改修工事に伴う市バスの迂回運行の実施について協議。
→回答書により一同承認。
- ・令和5年1月23日（第6回）
地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について協議。
嘉麻市地域公共交通計画の策定について協議。（計画（案）について）
→嘉麻市地域公共交通計画（案）について再度委員で内容を確認の上、パブリックコメント実施までに追加で意見がある場合は事務局に提出することで協議終了。その他については一同承認。
- ・令和5年2月14日（第7回）書面開催
令和5年度嘉麻市バス運行計画の変更について協議。
→回答書により一同承認。
- ・令和5年3月15日（第8回）書面開催
嘉麻市地域公共交通計画に対するパブリックコメントの実施結果について報告。
令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通確保維持改善計画の変更について協議。
→回答書により一同承認。
- ・令和5年5月25日（第1回）
公共交通に関する報告事項について報告。
令和4年度歳入歳出決算について協議。
令和5年度嘉麻市地域公共交通会議予算について協議。
令和6年度地域公共交通計画認定申請について協議。
→一同承認

- ・ 令和 5 年 8 月 24 日（第 2 回）
嘉麻市バス停待合環境整備について（ベンチ設置事業）について協議。
令和 5 年度 10 月からの嘉麻市バス運行計画の変更について協議。
- 一同承認
- ・ 令和 6 年 1 月 22 日（第 3 回）
運賃協議会に関する変更について報告。
令和 5 年度輸送実績について報告。
令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議。
令和 6 年度嘉麻市バス運行計画について協議。
- 一同承認
- ・ 令和 6 年 5 月 28 日（第 1 回）

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページ及び広報紙、各庁舎の情報コーナーにて嘉麻市地域公共交通計画に関する意見を募集した。また、嘉麻市地域公共交通網形成計画（前計画）策定時に住民や高校生を対象にアンケート調査を実施した結果、かねてより、稲築地域から桂川駅への路線の設置、山田地域から稲築地域に立地しているスーパー等への路線の設置を求める声が強くあったため、前計画では当該路線を新設する項目を計画の目標の一つとし、嘉麻市地域公共交通計画では路線の維持、利用促進を図るため、利用者アンケート等の利用者からの意見の内容を協議し、継続して路線、ダイヤ等への反映を検討する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 嘉麻市岩崎 1180 番地 1

（所 属） 嘉麻市交通政策課

（氏 名） 高木 雅子

（電 話） 0948-42-7404

（e-mail） kotsu@city.kama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
嘉麻市	嘉穂観光(有)	(1) 稲築桂川線(市役所・稲築病院経由)	下鴨生駅	嘉麻市役所	桂川駅	往 13.3km 復 13.3km	360日	3,060.0回			路線定期	②(1)	西鉄バス㈱の飯塚大隈線と嘉麻市役所停留所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅及び桂川駅にて接続	③
	嘉穂観光(有)	(2) 稲築桂川線(東岩崎・嘉穂総合高校経由)	下鴨生駅	東岩崎	桂川駅	往 13.5km 復 13.5km	360日	360.0回			路線定期	②(1)	JR九州の下鴨生駅、桂川駅と下鴨生駅停留所及び桂川駅停留所にて接続	③
	嘉穂観光(有)	(3) 稲築桂川線(なつきが丘・市役所・稲築病院経由)※嘉麻市役所本庁舎前を経由しない	下鴨生駅	なつきが丘	桂川駅	往 13.6km 復 13.6km	360日	360.0回			路線定期	②(1)	西鉄バス㈱の飯塚大隈線と嘉麻市役所停留所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅及び桂川駅にて接続	③
	嘉穂観光(有)	(4) 稲築桂川線(嘉麻市役所経由)	下鴨生駅	嘉麻市役所	桂川駅	往 11.8km 復 11.8km	360日	360.0回			路線定期	②(1)	西鉄バス㈱の飯塚大隈線と嘉麻市役所停留所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅及び桂川駅にて接続	③
	(株)ひまわり観光	(5) 市内循環線東回り山田方面	稲築病院	生涯学習館	総合バスステーション	往 20.km 復 20.km	360日	1,980.0回			路線定期	②(1)	西鉄バス㈱の飯塚大隈線と嘉麻市役所停留所にて接続	③
	(株)ひまわり観光	(6) 市内循環線東回り山田方面(稲築病院～生涯学習館)	稲築病院	下鴨生駅	生涯学習館	往 14.6km 復 14.6km	360日	180.0回			路線定期	②(1)	西鉄バス㈱の飯塚大隈線と嘉麻市役所停留所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅にて接続	③
	(株)ひまわり観光	(7) 市内循環線東回り山田方面(嘉麻市役所～総合バスステーション)	嘉麻市役所	生涯学習館・稲築交番	総合バスステーション	往 17.8km 復 17.8km	360日	180.0回			路線定期	②(1)	西鉄バス㈱の飯塚大隈線と嘉麻市役所停留所にて接続	③
	嘉穂観光(有)	(8) 稲築桂川線(なつきが丘・市役所経由)	下鴨生駅	なつきが丘・大藪・岩崎	桂川駅	往 12.2km 復 12.2km	360日	180.0回			路線定期	②(1)	西鉄バス㈱の飯塚大隈線と嘉麻市役所停留所にて接続。また、JR九州の下鴨生駅及び桂川駅にて接続	③
	嘉穂観光(有)	(9) 稲築桂川線(山野社宅～稲築病院)	山野社宅	なつきの湯・嘉麻市役所	稲築病院	往 5.2km 復 5.2km	293日	293.0回			路線定期	②(1)	西鉄バス㈱の飯塚大隈線と嘉麻市役所停留所にて接続	③
		(10)				.km .km	日							

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	嘉麻市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	35,473
交通不便地域等	35,473

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
35,473	嘉麻市全域	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
嘉麻市地域公共交通計画	令和5年3月29日	令和5年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(地域内フィーダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
嘉麻市	(株)ひまわり観光	1	(5) 市内循環線 (6) 東回り 山田方面 (7)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	R5.12
	(株)ひまわり観光	2	(5) 市内循環線 (6) 東回り 山田方面 (7)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	R5.12
	嘉穂観光(有)	3	(1)~ (4) 稲築桂川線 (8)~ (9)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	R6.12
	嘉穂観光(有)	4	(1)~ (4) 稲築桂川線 (8)~ (9)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	R6.12
			()					
			()					

(注)

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。